通所介護、第1号通所事業重要事項説明書

【事業目的】

社会福祉法人板額の里(以下「事業者」という。)が運営する通所介護事業所、第1号通所事業の事業所(以下「事業所」という。)が行う通所介護、第1号通所事業(国基準のサービス・通所型サービスA)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援、事業対象者にある者(以下「利用者」という。)に対して、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、通所により入浴、食事及び機能訓練等の各種のサービスを提供することによって、利用者の生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

【運営方針】

- 1. 事業の実施にあたっては、事業を事業者が行う他の事業とは独立して位置付け、人事・財務・物品等の管理については、事業所の管理者(以下「管理者」という。)の責任において実施することとする。
- 2. 事業の実施にあたっては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、各医療機関、関係 市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとに 総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3. 利用者に体調、病状に急変事態が生じたときは速やかに適切な対応を行う。
- 4. 身体拘束廃止・虐待の禁止に向けて取り組む。
- 5. ハラスメント対策に取り組む。
- 6. 衛生管理と感染症の予防、まん延防止に取り組む。
- 7. 非常災害時には、関係機関又は地域住民と連携し避難や救助を行う。
- 8. 地域住民又はボランティア団体等との連携や協力を行い地域との交流に努める。

【事業者の概要】

事業者名	デイサービスセンター ウエルネス中条			
法人名	社会福祉法人 板額の里			
所 在 地	胎内市表町 6 番 17-12 号			
県指定年月日	平成19年3月1日 [新潟県 第1572500336号]			
	通所介護、第 1 号通所事業旧介護予防通所介護相当サービス(国			
利用定員	基準) 32 名			
	第1号通所事業通所型サービス A 1名			
電話番号	0254-43-6062			
営業日	月曜日~土曜日(左記の祝日は営業日とする)			
休業日	日曜日、年末年始			
営業時間	午前8時30分~午後5時30分			
サービス提供時間	午前9時30分~午後4時00分			

【従業者の職種、員数及び職務の内容】

- (1)管理者 1人
 - ・ 管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理、 併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう総括する。
- (2) 生活相談員 1人以上
 - ・ 利用者の受け入れに関すること。
 - 利用者のケアプランに沿ったサービスの提供に関すること。
- (3)看護職員 1人以上(機能訓練指導員兼務)
 - ・ 利用者の健康チェックに関すること。

- ・ 利用者の看護、保健及び衛生回復に関すること。
- (4)機能訓練指導員 1人以上(看護職員兼務)
 - ・ 利用者の機能回復に関すること。
 - ・ 運動器機能向上計画、個別機能訓練計画の作成及び評価に関すること。
- (5)介護職員 5人以上
 - ・ 利用者の介護・介助に関すること。
 - ・ 利用者の機能回復に関すること。
 - ・ 利用者の機能訓練の援助に関すること。
- (6) 管理栄養士
 - ・ 利用者の栄養や心身の状態及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導に関すること。

【提供するサービスの内容】

個別サービス計画書に基づき、以下のサービスを提供する。

サービス名	内 容
送 迎	ワゴン車等で自宅から事業所までの送り迎え。車イス等にも対応 可能。
身体介護	食事、入浴、更衣や整容、排泄等の介助。
健 康 チェック	健康チェック(血圧、体温、脈、体重の測定等)
機能訓練	個別の計画に沿った運動。
食 事	栄養や心身の状況及び嗜好を考慮して、管理栄養士が作成した献立での食事。季節毎の行事に合わせた特別献立での食事。
余 暇 活 動	余暇の時間を活用し、レクリェーションや創作活動等を行います。
入 浴	利用者の希望や身体状況に応じた浴槽での入浴。
生活相談	日常生活や介護に関する相談。 利用日程等の相談。

【利用料金等】

- ・ 通所介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準の額によるものとし、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、胎内市長が定める基準の額によるものとし、法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。
- ・ 利用料金については、別紙料金表のとおりとする。

【サービス利用にあたっての留意事項】

項目	留 意 事 項
送迎時間	道路事情、天候等により、予定時刻が前後する場合がある。
体調確認	自宅においての体調の変化や通院等があった場合、事業所に連絡を入れ る。
利用の変更・中止	・健康チェックで異常がある場合や健康状態がすぐれない場合には、サービスの中止または内容を変更することがある。 ・本人や家族が感染症に罹患した場合、感染拡大やまん延を防止するために、サービスの受け入れを断ることがある。 ・利用者の都合により利用日の中止や変更ができる。その場合、利用日の前日までに連絡を入れる。

食事のキャンセル料金	利用当日 9 時以降に、利用の中止や変更の申し出があった場合、昼食代金がキャンセル料金として発生する。	
設備・器具の利用	施設内の設備・器具は本来の用法に従って利用する。これに反した利用により破損が生じた場合、賠償してもらう場合がある。	
迷惑行為等	職員や他の利用者に対し、ハラスメント行為、迷惑を及ぼすような勧誘 活動(宗教活動、政治活動、営利活動)を行うことはできない。	

【通常の事業実地地域】

胎内市、新発田市、村上市

【事故、緊急時の対応方法】

- ・ 利用者に対する通所介護、第1号通所事業のサービスの提供により事故が発生した場合 は、保険者、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者若しくは地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ・ 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- ・ 利用者に対する通所介護、第1号通所事業のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- ・ 利用者に体調や病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに家族やかかりつ け医、担当の介護支援専門員等に連絡し適切な対応をする。

【身体拘束・虐待の禁止】

- ・ 利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を 制限しないものとする。
- ・ 利用者が他者から不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活 が損なわれる状態に置かれないようにする。

【ハラスメントの禁止】

職員や他の利用者に対して、下記のような事案の発生により、適切なサービスを提供できない 状況になった場合は、契約を解除させていただくことがある。

- 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ばされそうになった)行為。
- ・ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。
- ・ 不快にさせる性的言動・好意的態度の要求・性的ないやがらせ行為(セクシャルハラスメント)、妊娠した職員に対するいやがらせ(マタニティハラスメント)、利用者や家族の優位性を盾に悪質な要求やクレーム、理不尽な中傷(カスタマーハラスメント)。
- ・ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音を無断で SNS 等に掲載すること。

【衛生管理と感染症予防の予防とまん延の防止】

- ・ 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水の衛生管理に努める。
- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する。
- 「感染症対策員会」を設置し定期的に開催する。

【個人情報の使用】

利用者及びその家族の個人情報については、次に定める条件で、必要最小限の範囲で使用する。なお、その際の同意については、本重要事項説明書の説明をもって同意したものとする。

(1) 使用する目的

・ 利用者に関わる居宅サービス計画および通所介護計画、第1号通所事業の支援計画を立案 するためのサービス担当者会議での情報提供。

- ・ 介護支援専門員若しくは地域包括支援センターと通所介護計画、第1号支援計画に位置づけられたサービス事業所、主治医、保険者との連絡調整において必要になった場合。
- (2) 使用にあたっての条件
 - ・ 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外に漏洩することのないよう細心の注意を払う。
 - 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録しておく。

【秘密保持】

職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を洩らさない。

【非常災害対策】

自然災害・火災・その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を計り、利用者の安全について万全を期す。防災訓練として、年2回以上の避難訓練を実施する。その訓練にあたっては、地域住民の参加が得られるように連携に努める。

【地域との連携】

事業の運営に当たっては、地域住民又はボランティア団体との連携や協力を行い、地域との交流努める。

【苦情の受付】

- (1) 苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けている。
- ① 窓口設置場所 胎内市表町6番17-12号

ウエルネス中条 事務室

電話番号 0254-43-6062 (相談、苦情処理専用番号)

090-3098-9281 (携帯電話)

- ② 窓口開設時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- ③ 受付担当者 藤原 紗佳(副施設長)
- ④ 苦情処理責任者 石山 京子(施設長)
- ⑤ 第三者委員 熊倉 孝直(連絡先 0524-43-5584)

阿彦 明子 (連絡先 0254-43-5544)

⑥ そ の 他 休業日及び午後5時30分以降についても、携帯電話により対応する。 受付担当者に限らずどの職員でも受付可。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

胎内市介護保険係	電 話 0254-43-6111 (市役所)
新発田市介護保険係	電 話 0254-28-9201 (市役所)
村上市介護保険係	電 話 0254-53-2111 (市役所)
新潟県国民健康保険団体連合会	電 話 025-285-3033

【第三者評価について】

実施の有無	有 無	直近の実施年月日	
評価機関の名称		評価結果の開示状況	

			戸	斤在 地	胎内市表町6番17-12号		
			事	¥ 所名	デイサービスセンター ウエルネス	く中条	
			沒	よ 人 名	社会福祉法人 板額の里		
				大表 者			
			·				
					説明担当者		
					Mr. 6.11 77 71.12		
Δ:	和年	П	日				
, L1	TH TH	月	Д				
	/エルロロ + 火 . \	ていこ	上壬亚古	·元兴加+ 0=	※明日帝)とこいて同義より		
	(利用有)	仏は、	平里安 手	・現説明書の記	説明内容について同意する。		
				/七山田 - 大 (4-1	=-\		
				(利用者住)	<u> </u>		
				(利用者名)			
	(代理人)	私は、	利用者本	く人の意思を	確認の上、本人に代わり署名を行う。		
				(代理人住)	所)		
				(代理人氏	名と続柄)	()
					·		

(事 業 者)